

参考

○土浦市総合教育会議運営要綱

平成27年10月16日

告示第320号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、土浦市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議の開催日時及び場所並びに会議に付すべき事項を会議開催日の5日前までに教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると認めるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(会議)

第3条 会議は、市長が議長となる。

2 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上の必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第4条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定により会議を非公開とした場合にあっては、公表しないことができる。

2 議事録の公表は、土浦市公式ホームページへの掲載により行う。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。